

令和8年度鉄道を活用した周遊イベント実施事業委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度鉄道を活用した周遊イベント実施事業

2 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 趣旨

鉄道を活用した全県的な周遊イベントを開催し、鉄道の利用促進や滋賀県への観光誘客等を目的とする。

4 業務内容

(1) 県内周遊イベントの企画立案および運営

イベントについては、以下の①～⑥に挙げる各項目に留意の上で実施すること。また、企画内容は提案をもとに発注者と受注者の協議により変更する場合がある。

① 開催期間

令和9年2月または3月の休日または祝日のうち1日

ただし、開催日は発注者と協議の上決定すること。

② 実施内容

鉄道と親和性の高い地酒を主なテーマとし、必要に応じてその他の酒類や地元グルメも取り入れた駅前マルシェを複数箇所で開催すること。加えて、各会場を鉄道を利用して周遊する仕掛けを講じること。

また、多くの来場者が期待できる取組（地酒について解説できる者を配置するなど）や鉄道事業者、民間企業等が実施する他の同様のイベントと連携した取組（広報など）等を提案、実施すること。

③ 開催場所

駅前マルシェの開催については、滋賀県内のJR西日本鉄道駅付近の会場を3箇所以上設定すること。そのうち、湖西地域および湖北地域の会場を1か所ずつ以上は選定すること。

※会場利用に関する協力依頼および許可手続き等は受注者が行うこと。

※各会場には統括スタッフを配置し、受注者の責任で運営できる体制を構築すること。

④ 鉄道を利用した周遊を促進する仕掛けづくり

スタンプラリーなどを実施し、複数会場を訪れた方に特典を配布するなど、鉄道を利用した県内周遊を促す取組を実施すること。

⑤ 対象者

若者、家族連れ、高齢者など幅広い層が参加できるよう配慮すること。

⑥ その他留意事項

(ア) マルシェ参画団体（酒蔵、飲食事業者等）の募集、交渉や会場での酒類提供に係る許諾申請、管理等の調整は受注者が行うこと。

(イ) 企画内容については、提案した内容をもとに事前に発注者の承諾を得たうえ実施すること。

(2) アンケートの収集およびデータ集計

イベント参加者へアンケートを実施し、結果を取りまとめ発注者へ提出すること。

なお、設問内容についてはイベントの効果が把握でき、今後の参考となるよう、発注者と受注者の協議の上決定すること。

(3) 広報物の製作

下記①から③の必要な広報物については、受注者がデザイン、印刷、作成等を行い、データと共に提出すること。なお、仕様等、詳細については協議の上その都度決定する。

その他イベントの実施、広報のために必要な備品等がある場合、それにかかる費用は本契約金額に含むものとする。

- ① 広報チラシ (A4 サイズ)
- ② 広報ポスター (B1 サイズ)
- ③ その他発注者が提案し、受注者が必要と認めるもの

※作成部数等については提案内容に必要な範囲で設定し、発注者と協議の上決定すること。

(4) イベントの広報

参加促進のため、WEB サイトや SNS での投稿、紙媒体の掲出等による効果的な PR を提案し、実施すること。

なお、県内 J R 駅でのポスター掲出については、発注者が別途依頼するため、提案および見積には含めないこと。

(5) 報告関係書類の作成

本業務の完了時には成果物として、以下を提出する。

- ① 業務実績報告書 2 部 (紙媒体)
- ② 関連資料データ 一式

(6) その他、上記(1)～(5)に付随する業務

5 権利の帰属

(1) 著作権

成果品(広報物等)の著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。)は、委託料の完済により発注者に移転する。

発注者または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲で、発注者に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(2) 著作者人格権

受注者は納入成果品に係る著作者人格権を行使しないこと。

(3) 所有権

成果品の所有権は、成果品の引渡しをもって発注者に移転する。

(4) 第三者の権利侵害

納入成果品に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている

場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続を受注者の費用負担で行うこと。
納入成果品がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。

6 委託業務の運営管理

- (1) 委託期間中において、企画・制作の進行管理および各種手配等、発注者との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。
- (2) イベントに関わる制作物等がある場合、その設置については受注者の責任で行うこと。
また、各種法令を遵守し、必要に応じて管理者の許可を得ること。
 - ① 各関係施設との連絡、調整については、発注者と調整の上、基本的には受注者で行うこととする。
 - ② 定期的な保守・点検を行い、破損等が発見された場合は補修・交換を行うこと。
 - ③ 撤去する際は、現状復旧を行うこと。
- (3) 各会場では参加者等の安全に配慮した体制を構築すること。

7 委託料の支払い

業務完了後の一括精算払いとする。

8 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者および関係機関と十分に連携を図ること。
- (2) 受注者の責による事故等により発生した損害は受注者が負担するものとする。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行い、業務を実施すること。